

| 銀行 | 法施行規則第34条の26 | 三井住友 フィナンシャルグループ |
|-----|--|---------------------|
| 銀行 | 持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | |
| | 資本金及び発行済株式の総数 | 74 |
| | 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項 | |
| | ①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) | 74 |
| | ②各株主の持株数 | 74 |
| | ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 | 74 |
| 銀行 | 持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの | |
| | 直近の中間事業年度における事業の概況 | 6~19、22~24 |
| | 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | |
| | ①経常収益 | 20 |
| | ②経常利益又は経常損失 | 20 |
| | ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 | 20 |
| | | 20 |
| | | 20 |
| | ⑥総資産額 | 20 |
| | ②連結自己資本比率 | 20 |
| 5. | 持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 36~4 |
| о. | 負出金のつち次に掲げるものの額及びその言言額 ()破綻先債権に該当する貸出金 | 31、72 |
| | | |
| | ②延滞債権に該当する貸出金 | 31、7 |
| | ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 31、72 |
| _ | ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 31、7 |
| | 自己資本の充実の状況 | 138~17 |
| | 流動性に係る経営の健全性の状況 | 172~17: |
| 9. | 銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、 当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(各経常収益等 の額の総額に占める割合が少ない場合を除く) | 64 |
| 10. | 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商 品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 | 30 |
| 11. | 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 | 138 |
| 銀行 | - 法施行規則第19条の2(単体) | 三井住友銀行 |
| 銀行 | の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | |
| 1. | 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項 | |
| | ①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) | 133 |
| | ②各株主の持株数 | 133 |
| | ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 | 133 |
| 銀行 | の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの | |
| 2. | 直近の中間事業年度における事業の概況 | 6~16、25~2 |
| 3. | 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | |
| | ①経常収益 | 2 |
| | ②経常利益又は経常損失 | 2 |
| | ③中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 | 2 |
| | ④資本金及び発行済株式の総数 | 2 |
| | ⑤純資産額 | 2 |
| | ⑥総資産額 | 2 |
| | ⑦預金残高 | 2 |
| | ⑧貸出金残高 | 2 |
| | ⑨ 有価証券残高 | 2 |
| | ⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率) | 2 |
| | | 2 |

| | 直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率 | 119 |
|----|--|------------------|
| ٥. | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの | |
| | ①資金運用収支 | 11 |
| | ②役務取引等収支 | 11 |
| | ③特定取引収支 | 11 |
| _ | ④その他業務収支 | 11 |
| 6. | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘 定の | |
| | ①平均残高 ———————————————————————————————————— | 119~12 |
| | ②利息 ———————————————————————————————————— | 119~12 |
| | ③利回り | 119~12 |
| | ④資金利ざや | 13 |
| 7. | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 | 12 |
| 8. | 直近の2中間事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 13 |
| 9. | 直近の2中間事業年度における総資産中間純利益率及び資本中間純利益率 | 13: |
|). | 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性 預金その他の預金の平均残高 | 12. |
| | 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 | 12 |
| | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越 及び割引手形の平均残高 | 12 |
| | 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 | 12 |
| 4. | 直近の2中間事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金 残高及び支払承諾見返額 | 126、13 |
| 5. | 直近の2中間事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 | 12 |
| ó. | 直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 12 |
| 7. | 直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 12 |
| | 直近の2中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高 | 12 |
|). | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 | 13 |
|). | 直近の2中間事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高 | 13 |
| ۱. | 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、 短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高 | 13 |
| 2. | 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 | 13. |
| - | の業務の運営に関する次に掲げる事項 | |
| 3. | 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 8~1 |
| 行 | の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| _ | 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書 | 103~10 |
| | 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 105 10 |
| ٥. | ①破綻先債権に該当する貸出金 | 31、12 |
| | ②延滞債権に該当する貸出金 | 31、12 |
| | ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 31、12 |
| | (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (4) 貸出金 (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 31、12 |
| 6 | 自己資本の充実の状況 | 208~23 |
| | 流動性に係る経営の健全性の状況 | 238~23 |
| | | 230~23 112~11 |
| | 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 112~11 |
| | 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| | 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 115~11 |
| | 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 12 |
| | 貸出金償却の額 | 12 |
| | 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 | 10. |
| 4. | 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 | 20 |

信託業務に関する事項

| 35. | 直近の3中間事業年度及び2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | |
|---|---|---|
| 00. | ①信託報酬 | 2 |
| | ②信託勘定貸出金残高 | 2. |
| | ③信託勘定有価証券残高 | 2 |
| | ④信託財産額 | 2 |
| 36. | 直近の2中間事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | |
| | ①信託財産残高表(注記事項を含む) | 134 |
| | ②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高 | 134 |
| | ③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高 | 134 |
| | ④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、 延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 | 13! |
| | ⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 | 13! |
| | ⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 | 13! |
| | ⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高 | 13: |
| | ®金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 | 136 |
| | ②担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高 | 130 |
| | ⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高 | 130 |
| | ・ | 130 |
| | ①朱作がの並成后に守て床る負出並及同及び負出並の総額に占める割合 | 13 |
| | (2)中小正未寺に対する主義に記寺に味る真正主教向及び真正主の総額に口める割口 (3)金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高 | 13. |
| | 受业或旧配守に派の行画配がが注税が(国原、地力原、独物社原、社原及の体及でか)にの配かがた力がが対し | 13. |
| 金融 | 機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準) | 三井住友銀行 |
| 1. | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 31~32、129 |
| | | 31~32、129 |
| | 要管理債権 | 31~32、129 |
| | 正常債権 | 31~32、129 |
| | | |
| 銀行 | 示法施行規則第19条の3(連結) | 三井住友銀行 |
| | テ法施行規則第19条の3(連結) 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの | 三井住友銀行 |
| 銀行 | | 三井住友銀行 6~16 |
| 銀行 1. | | |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 | 6~10 |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 | 6~10 |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 | 6~10 |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 | 6~10 2 2 |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 | 6~10 2 2 2 |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 | 6~16 2° 2° 2° 2° |
| 銀行 1. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 | 6~10 2° 2° 2° 2° 2° |
| 銀行 1. 2. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 | 6~16 2' 2' 2' 2' 2' 2' |
| 銀行 1. 2. 銀行 | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | 6~16 2' 2' 2' 2' 2' 2' 2' |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 | 6~10 2 2 2 2 2 2 2 2 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 6~10 2 2 2 2 2 2 2 2 75~80 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 | 6~16 2' 2' 2' 2' 2' 2' 75~86 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 | 6~16 2 2 2 2 2 2 2 75~80 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ②連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 6~16 2° 2° 2° 2° 2° 2° 75~80 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 | 6~16 2 2 2 2 2 2 75~86 129 129 129 |
| 銀行 3. 4. 5. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期 純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ②連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 自己資本の充実の状況 | 6~16 2' 2' 2' 2' 2' 75~86 129 129 129 129 174~209 |
| 銀行 3. 4. 5. 6. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 自己資本の充実の状況 流動性に係る経営の健全性の状況 | 6~16 2° 2° 2° 2° 2° 75~86 129 129 129 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. 4. 5. 6. 7. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 ④包括利益 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 自己資本の充実の状況 流動性に係る経営の健全性の状況 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | 6~16 2 2 2 2 2 3 75~86 129 129 129 129 174~20 |
| 銀行 1. 2. 銀行 3. 4. 5. 6. 7. 8. | 及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の中間事業年度における事業の概況 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期・純利益若しくは親会社株主に帰属する当期・純利益若しくは親会社株主に帰属する当期・純利益若しくは親会社株主に帰属する当期・純利益若しくは親会社株主に帰属する当期・純利益若しくは親会社株主に帰属する当期・純利益者自己資本院 ⑥総資産額 ⑥総資産額 ⑦連結自己資本比率 及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 自己資本の充実の状況 流動性に係る経営の健全性の状況 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区 | 6~16 2' 2' 2' 2' 2' 75~86 129 129 129 129 129 206~207 |

| 平成26年金融庁告示第7号第8条1項 | 三井住友 _ フィナンシャルグループ |
|--|-----------------------|
| | |
| 自己資本の構成に関する開示事項 | 138~144 |
| | |
| (定性的な開示事項) | |
| 連結の範囲に関する次に掲げる事項 | |
| 1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 | 138 |
| 2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 | 138 |
| 3. 持株自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 | 138 |
| 4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 | 138 |
| せ | 138 |
| 3. 沙林女はケル ケビの草本及の中口草本の松利に座の間は全の解る | 130 |
| 持株自己資本比率告示第3条の規定に従い中間連結財務諸表を作成したと仮定した場合における中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明 | 162~169 |
| | |
| (定量的な開示事項) | |
| その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株 会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総 額 | 138 |
| <u></u> | 130 |
| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 | |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポート | |
| フォリオの区分ごとの内訳 | 145 |
| ②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない) | |
| (i) 事業法人向けエクスポージャー | 145 |
| (ii) ソブリン向けエクスポージャー | 145 |
| (iii) 金融機関等向けエクスポージャー | 145 |
| (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー | 145 |
| (V) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 145 |
| (vi) その他リテール向けエクスポージャー | 145 |
| ③証券化エクスポージャー | 145 |
| 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額 | |
| ①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 | |
| (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー | 145 |
| (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー | 145 |
| ②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー | 145 |
| 3. 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 145 |
| 4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごと の額 | |
| ①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する) | 145 |
| ②内部モデル方式 | 145 |
| 5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手 法ごとの額 | |
| ①基礎的手法 | 145 |
| ②粗利益配分手法 | |
| ③先進的計測手法 | 145 |
| 6. 連結総所要自己資本額(持株自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう) | 141、144 |

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項

| <)[| 関する次に掲げる事項 | |
|-----|--|---------|
| 1. | 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳 | 158~159 |
| 2. | 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 | |
| | ①地域別 | 158 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 158 |
| | ③残存期間別 | 159 |
| 3. | 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に 掲げる区分ごとの内訳 | |
| | ①地域別 | 159 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 159 |
| 4. | 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない) | |
| | | 160 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 160 |
| 5. | 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 | 160 |
| | 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項(持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 | 152 |
| 7. | 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 | 147、151 |
| 8. | 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする) | |
| | ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む) | 146~149 |
| | ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高 | 151 |
| | ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 | |
| | (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値 | 149~150 |
| | (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析 | _ |
| 9. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 | 151 |
| 10. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比 | 152 |
| 信用 | リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | |
| | 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が | |
| | 適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する) | |
| | ①適格金融資産担保 | 153 |
| | ②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る) | 153 |
| 2 | 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適 | |
| ۷. | 保等的子伝文は内部格別子伝が適用されるホートフォリオについて、保証文はグレグット・デリハティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーアのでその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する) | 153 |
| | ド 及していばソノ ル凹ハエノヘ小 ノド ここに用小することで女する/ | 155 |

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 1. 与信相当額の算出に用いる方式 153 2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額 153 3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごと の与信相当額を含む) 153 4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャ 一方式を用いる場合に限る) 153 5. 担保の種類別の額 153 6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 153 7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、 かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額 154 8. 信用リスク削減手法の効果を勘察するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 154 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 1. 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクス ポージャーに関する次に掲げる事項 ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取 引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) 154~156 ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社ブループが 証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限 154~156 る) ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 154、155 ④当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資 産の種類別の内訳を含む) 154~156 ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 154、155 ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) 154~156 ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) 155、156 ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 154、156 ⑨持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 154, 156 ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む) (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 155、156 (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象 とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対 155、156 (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象 とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対 する所要自己資本の額 155、156 ⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証 人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 155、156 2. 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャ -に関する次に掲げる事項 ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) 156~157 ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 156~157 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) ③持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券 化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 156~157 ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 156~157 3. 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エ クスポージャーに関する次に掲げる事項 ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) 157 ②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 157 ③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び 主な原資産の種類別の内訳を含む) 157 ④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 157 ⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) 157

| ②(③ 」4 すが ス高 違り で お は 株 本 又 に 増 に 中 中 株 ス 定 の レバ 株 中 間 に 一 中 1 と 3 も 5 に 増 に サ 上 で は は 大 下 け 額 で シッド で ま で か ま で ま で か ま で は で か に か に り で し と 当 で か に 増 に か い が は か い が 株 ス 定 の か い が 株 中 生 に 増 に か い が 株 中 性 間 じ た で は か い が 株 本 ス 定 の か い が 株 中 生 に 増 に か い が 様 中 生 に 増 に か い が 連 に が か い が 連 に が か い が 連 に が か い が 連 に が い が 連 に が か い が 連 に が か い が 連 に が い か い が 連 に が い か い が 連 に が い が い が か い か い か に は か い が は か い が に か い が は か い が に は か い が に か い が に は い い が は か い い か に は か い い か い か い か い か い か い か い か い い か い い か い い か い い か い い か い か い い か い い か い い か い い か い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い か い い い か い い い い か い い か い か い い い か い い か い い い い か い | トレス・パリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・パリュー・アット・リス 平均及び最低の値 10的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 14条の所要自己資本の最高、平均及び最低の額 5元スティングの結果及び損益の実績値がパリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 50説明 3 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 6億 対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 70 大学・アンボージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー 7等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 70 大ポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 70 大ポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 70 大ポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 70 大ポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 70 大学に関する開示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する場合に限る。) 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示する関示する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に関する関示事項 70 大学に対する関係を関示する関示する関示する関示する関示する関示する関示する関示する関示する関示する | |
|--|---|---|
| ② (保用 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 | 平均及び最低の値 即りスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 「係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 「スティングの結果及び損益の実績値がパリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 ボ等エクスポージャー ボ等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 避情対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 では対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 マスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 セットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 る金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済 が比率に関する開示事項 いッジ比率の構成に関する事項 き会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の持株レバレッジ比率との間に著しい差異 ま会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の持株レバレッジ比率との間に著しい差異 | 16. 16. 15. 15. 15. 15. 15. 16. 16 |
| ② (| 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 にスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 適借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー 式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 適借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 適借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 でスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 セットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 る金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済 で比率に関する開示事項) 比率に関する開示事項 | 16. 16. 15. 15. 15. 15. 15. 16. 16 |
| ② (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 にスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー 式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 受情対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 のスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 16. 16. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. |
| ② (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 デスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー 式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 16 - 16 15: 15: 15: 15: 15: |
| ② (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 デスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー 式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 16 - 16 15: 15: 15: 15: |
| ② (有 す す ず) (有 前 ず) (有 前 ず) (有 前 ず) (1) (1) (1)) (1) (1) (1)) (1) (1) (1)) (1) (1) (1)) (1) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 こ係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 「スティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 D説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー は等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 16 ² 16 ² 15 ² 15 ² 15 ² 15 ² 15 ² 15 ² |
| ② (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 アスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 D説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー は等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 161 161 157 157 157 |
| ②((年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 デスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 D説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 161 161 157 157 |
| ② (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) (年本) | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 デスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 式等エクスポージャー | 161 — 161 157 |
| ② (保再報 すの) (保再報 すの) (保再報 すの) (保再報 すの) (保再報 すの) (保再報 すの) (中期の) (中間) (中間) (中間) (中間) (中間) (中間) (中間) (中間 | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 デスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 る出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 資借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 | 161 — |
| ②(保有証券 で) (保有証券 で) (保存の) (| 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 の説明 | 16′ |
| ②(年本) ②(年本) ②(年本) ③ (日本) ③ (日本) ③ (日本) ② (日本) ② (日本) ※ 1) (日本) ※ 1) (日本) ※ 2) (日本) ※ 2) (日本) ※ 3) (日本) ※ 3) (日本) ※ 4) (日本) ※ 5) (日本) ※ 6) (日本) ※ 7) (日本) ※ 7 | 平均及び最低の値 回的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 に係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 Fスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 | 161 |
| ② ((((((((((((((| 平均及び最低の値 ¹ 0的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 | 161 |
| ② (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 (相対 | | |
| ②保有する (再証券 ③保有する リススクの ④持株自 項及び主な ーケット・リ リ. 期末のバリ | | 101 |
| ②保有する (再証券 ③保有する リスクの ④持株自己 項第2号 及び主か | スクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る) Jュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最 | 161 |
| ②保有する (再証券③保有する リスクの④持株自己 | は原資産の種類別の内訳 | 157 |
| ②保有する (再証券 ③保有する | D種類別の所要自己資本の額の内訳 B資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条(第1 を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額 | 157 |
| ②保有する | (化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) る包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切な | 157 |
| | (記載することを要する) 3証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 | 157 |
| ジャーに関 | 関する次に掲げる事項 る証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて | |
| ਤ ਰ | MASATA アルーフが投資家の行力に対して算出する半期資屋未現的の証券にエフスポークヤーを対象 する実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対 る所要自己資本の額 ブループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポー | 157 |
| <u>ਰ</u> | する実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対る所要自己資本の額 株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象 | 157 |
| | ・納頂爆朱頃竹の証券にエクスホーシャーを対象とする美1月40の信用快子の額 ・株会社ブループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象 | 15. |
| | 最来項的の証券化エクスホークヤーについて、次に拘ける事項(王な原真産の種類別の内配を含む) | 15 |
| 項第2号 及び主 | を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額 は原資産の種類別の内訳 最条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む) | 15 |
| | 双引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 日資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条(第1 | 15 |
| | 別の所要自己資本の額の内訳 | 15 15 |
| ⑦包括的リ | 化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリス | 15 |

| | E的な開示事頃) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明 | 230~237 |
|------|--|---------|
| /定量 | 盤的な開示事項) | |
| | ロッター・ロッター・ 資本の充実度に関する次に掲げる事項 | |
| | 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 | 214 |
| ٠. | ①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳 | 214 |
| | ②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない) | 21- |
| | | 214 |
| | (ii) ソブリン向けエクスポージャー | 214 |
| | (iii) 金融機関等向けエクスポージャー | 214 |
| | (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー | 214 |
| | (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 214 |
| | (vi) その他リテール向けエクスポージャー | 214 |
| | ③証券化エクスポージャー | 214 |
| 2. | 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額 | |
| | ①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 | |
| | (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー | 214 |
| | (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー | 214 |
| | ②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー | 214 |
| 3. | 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 214 |
| 4. | マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額 | |
| | ①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する) | 214 |
| | ②内部モデル方式 | 214 |
| 5. | オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額 ①基礎的手法 | 214 |
| | ②粗利益配分手法 | |
| | ③先進的計測手法 | 214 |
| 6. | 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示14条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう) | 210、213 |
| <)(2 | リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除 に関する次に掲げる事項 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳 | 226~227 |
| 2. | 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 | |
| | ①地域別 | 226 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 226 |
| | | 227 |
| 3. | 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 | |
| | ①地域別 | 227 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 227 |
| 4. | 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない) | |
| | ①地域別 | 228 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 228 |
| 5. | 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 | 228 |
| 6. | 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る)の規定に | |
| | より1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 | |

| _ | | |
|-----|--|-------------|
| /. | 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率 | |
| | 告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 | 216、219~220 |
| 8. | 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする) | |
| | ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクス | |
| | ポージャーに係るEL _{delaut} を含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の | |
| | EADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む) | 215~217 |
| | ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高 | 219~220 |
| | | 219-220 |
| | (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るEL _{default} を含む)の | |
| | 加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の | |
| | 加重平均值 | 218~219 |
| | (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析 | |
| 9. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 | 220 |
| 10. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ | |
| | クスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわた | |
| | る損失額の推計値と実績値との対比 | 220 |
| 信用 | リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | |
| | 標準的手法又は基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及 | |
| | びEADの自行推計値を用いない手法をいう)が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を | |
| | 採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方 | |
| | 調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向 けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示するこ | |
| | とを要する) | |
| | ①適格金融資産担保 | 220 |
| 2 | ②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る) 標準的手法又は内部投付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又は召しぶいよっデリバティブが適 | 220 |
| ۷. | 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適 用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(内部格付手法が適用され | |
| | るポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージ | |
| | ャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する) | 220 |
| 派生 | :商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 | |
| | 与信相当額の算出に用いる方式 | 221 |
| | グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額 | 221 |
| 3. | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む) | 221 |
| 4. | 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャ | |
| | 一方式を用いる場合に限る) | 221 |
| | 担保の種類別の額 | 221 |
| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、 | 221 |
| /. | サ | 221 |
| 8. | 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 | 221 |
| 証券 | 化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| 1. | 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産に | |
| | ついては、当期の証券化取引に係るものに限る) | 222~224 |
| | ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクス | |
| | ポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) | 222~224 |
| | ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 | 222~223 |
| | | |

| | ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む) | 222~223 |
|----|---|---------|
| | ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 | 222~223 |
| | ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 222~223 |
| | ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 222、224 |
| | ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 | 222~223 |
| | ⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 222~223 |
| | ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む) (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 | 222~223 |
| | (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済 | |
| | みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 資本の額 | 222~223 |
| | (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済 みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 資本の額 | 222~223 |
| | ①保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証 | |
| 2. | 人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次 | 223~224 |
| | に掲げる事項 | |
| | ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 224 |
| | ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 224~225 |
| | ③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 224 |
| | ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証 人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 224~225 |
| 3. | 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) | 225 |
| | ②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 | 225 |
| | ③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む) | 225 |
| | ④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 | 225 |
| | ⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 225 |
| | ⑥保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 225 |
| | ⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 | 225 |
| | ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 | 225 |
| | ⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 225 |
| | | 223 |
| | (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 | 225 |
| | (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 | 005 |
| | 資本の額 (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済 | 225 |
| | みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己 資本の額 | 225 |
| 4. | 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 225 |
| | ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 225 |
| | ③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切な リスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 | 225 |
| | *************************************** | |

| ④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 225 |
|--|------------|
| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る) | |
| 1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値 | 229 |
| 2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値 | 229 |
| 3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括 的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 | |
| 4. バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明 | 229 |
| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| 1. 中間貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額 | |
| ①上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という) | 225 |
| ②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 225 |
| 2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 225 |
| 3. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額 | 225 |
| 4. 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額 | 225 |
| 5. 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 219~220 |
| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 220 |
| 「日内ソスフェアピットのかなり計算が適用されるエンスホーンドーの領 | 220 |
| 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 | 229 |
| 平成26年金融庁告示第7号第5条1項 | 三井住友銀行 |
| (資本の構成に関する開示事項) | |
| 自己資本の構成に関する開示事項 | 174~180 |
| (定性的な開示事項) 連結の範囲に関する次に掲げる事項 1. ウコッチル変化一第2名の相写によい事件ウコッチル変を第世まる特別なるのを開いして「事件の「 | |
| 1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」 という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる 会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 | 174 |
| 2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 | 174 |
| 3. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の 名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 | 174 |
| 4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって 会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 | 174 |
| 5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 | 174 |
| 自己資本比率告示第3条の規定に従い中間連結財務諸表を作成したと仮定した場合における中間連結貸借対照表の各 科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明 | 196~205 |
| (定量的な開示事項) | |
| その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要 自己資本を下回った額の総額 | 174 |
| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 | |
| 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 | |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポート フォリオの区分ごとの内訳 | 181 |
| ②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない) | |
| (i) 事業法人向けエクスポージャー | 181 |
| (ii) ソブリン向けエクスポージャー | |
| | 181 |
| (iii) 金融機関等向けエクスポージャー | 181 181 |

| | (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 181 |
|----|---|---------|
| | (v) 過行ケホルこと / 全事 / からけ エクスポージャー (vi) その他リテール向け エクスポージャー | 181 |
| | | |
| _ | ③証券化エクスポージャー | 181 |
| 2. | 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち 次に掲げる区分ごとの額 | |
| | ①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 | |
| | (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー | 181 |
| | (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー | 181 |
| | ②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー | 181 |
| 3. | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 181 |
| | マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 | |
| | ①標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテ | |
| | ゴリーごとに開示することを要する) | 181 |
| | ②内部モデル方式 | 181 |
| 5 | オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ご | |
| J. | との額 | |
| | ①基礎的手法 | 181 |
| | ②粗利益配分手法 | |
| | ③先進的計測手法 | 181 |
| 6 | 57.0-2-10.000 | 177、180 |
| О. | 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう) | 1/7、100 |
| | リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除 関する次に掲げる事項 | |
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離し | 102 102 |
| 2. | ている場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージ | 192~193 |
| | ャーの主な種類別の内訳 | |
| | ①地域別 | 192 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 192 |
| | ③残存期間別 | 193 |
| 3. | 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 | |
| | ①地域別 | 193 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 193 |
| 1 | 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及 | |
| ٦. | で個別賃倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般賃倒引当金について次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般賃倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない) | |
| | ①地域別 | 194 |
| | ②業種別又は取引相手の別 | 194 |
| 5. | 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 | 194 |
| 6. | 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない)並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号及び第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 | 186 |
| 7 | 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸 | 100 |
| /. | 内部作り子広が週日されるエンスが一ンマーのうち、スロッティンティンティンディンディだけ当くられた存足員 付債権及びマーケット・ペース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率 告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリス | |
| | ロー・ウェイトの区分ごとの残高 | 183、186 |
| 8. | 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする) | |
| | ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdetautを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・パランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む) | 182~184 |
| | ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加 | 102 104 |
| | 重平均値及び残高 | 186 |
| | 3居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 | |
| | (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値 | 184~185 |
| | (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析 | |
| | | |

| 9. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向け | |
|-----|--|--------------------|
| | エクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期 | |
| | における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 | 186 |
| 10. | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、 | |
| | 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期に | |
| | わたる損失額の推計値と実績値との対比 | 186 |
| 信用 | リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | |
| 1. | 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が | |
| | 適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(包括的手法を採用し、 かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に | |
| | 相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要す | |
| | ホーンヤー、ファヴン向けエグスホーンヤー及び金融機関寺向けエグスホーンヤーことに開示することを要する) | |
| | ①適格金融資産担保 | 187 |
| | ②適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る) | 187 |
| 2. | 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る)の額(内部格付手法が適用され | |
| | るポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等 | |
| | 向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する) | 187 |
| | | |
| | 商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 | 107 |
| | 与信相当額の算出に用いる方式 グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額 | 187 187 |
| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごと | 107 |
| | の与信相当額を含む) | 187 |
| 4. | 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る) | 187 |
| 5. | 担保の種類別の額 | 187 |
| 6. | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | 187 |
| 7. | 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、 かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額 | 187 |
| 8 | 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 | 187 |
| 0. | TEMPONO PROPERTY OF THE PROPER | |
| | 化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| 1. | 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれら | |
| | の主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) | 188~189 |
| | ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクス | 100 109 |
| | ポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券 化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) | 188~189 |
| | (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 | 188~189 |
| | ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び | 100 103 |
| | 主な原資産の種類別の内訳を含む) | 188~189 |
| | ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて | 188~189 |
| | 区別して記載することを要する) | 188~189 |
| | ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 | 100 100 |
| | (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) ®証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 | 188~189 188~189 |
| | ⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工 | 100 103 |
| | クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 188~189 |
| | ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む) | 100 100 |
| | (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 (ii) 連結ブループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とす | 188~189 |
| | る実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する | |
| | 所要自己資本の額 (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とす | 188~189 |
| | る実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する | |
| | 所要自己資本の額 | 188~189 |
| | ⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 188、190 |
| | | |

| 2. | 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに 関する次に掲げる事項 | |
|----|---|-----|
| | ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 190 |
| | ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 190 |
| | ③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工 クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 190 |
| | ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証 人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 190 |
| 3. | 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る) | 191 |
| | ②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 | 191 |
| | ③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び | |
| | 主な原資産の種類別の内訳を含む) | 191 |
| | ④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 | 191 |
| | ⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 191 |
| | ⑥保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 191 |
| | ②包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 | 191 |
| | ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ② | 191 |
| | ⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条(第1項第2号を | |
| | 除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な 原資産の種類別の内訳 | 191 |
| | ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む) | |
| | (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 | 191 |
| | (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 | 191 |
| | (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とす | |
| | る実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する 所要自己資本の額 | 191 |
| 4. | 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| | ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて 区別して記載することを要する) | 191 |
| | ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する) | 191 |
| | ③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 | 191 |
| | ④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第247条(第1項第2号を除く)の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 191 |
| _ | | |
| | ケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る) 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最 | 105 |
| 2. | 低の値 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値 | |
| 3. | 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 | |
| 4. | バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 についての説明 | 195 |
| 銀行 | 勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| 1. | 中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 | |
| | ①上場株式等エクスポージャー | 191 |
| | ②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 191 |
| | 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 191 |
| | 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 191 |
| 4. | 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 191 |

| 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (連結レバレッジ比率に関する開示事項) 連結レバレッジ比率の傾成に関する事項 204~205 2. 前中間連結総会計在度(中間連結財務結集方(作成に係る期間をいう。)の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異があった場合に限る。) 平成27年金融庁告示第7号第8条 ― | 5. 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 186 |
|--|--|-------------|
| (通館レバレッジ比率に関する開示事項) 連結レバレッジ比率に関する開示事項 1. 連結レバレッジ比率に関する開示事項 2. 前中間連絡会計年度(中間連結財務語表の作成に係る期間をいう。)の連結レバレッジ比率との間に善しい逆異 を生じた原図(当該産業があった場合に限る。) 平成27年金融庁告示第7号第8条 アイナンシャルグループ (銀行持株会社における中間連絡会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 門系列における連結流動性カバレッジ比率の楽動に関する事項 1. での他連結流動資産の合計額の内容に関する事項 1. での他連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. での他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 1. での他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 1. での他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 2. 本語流動性カバレッジ比率を関するを性の開示事項 1. での他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 2. 本語流動性カバレッジ比率を関するを性の開示事項 2. 本での他連結流動性カバレッジ比率の表の評価に関する事項 2. 本での他連結流動性カバレッジ比率の表の評価に関する事項 2. 本語流動性カバレッジ比率の計画に関する事項 2. 本語流動性カバレッジ比率の対象の評価に関する事項 2. 本での他単体流動性カバレッジ比率の表の評価に関する事項 2. 本での他単体流動性カバレッジ比率の素の評価に関する事項 2. 本での他単体流動性カバレッジ比率の素の評価に関する事項 2. 本での他単体流動性カバレッジ比率の表の評価に関する事項 2. 本での他単体流動性カバレッジ比率を要対する銀行における中間連絡会計年度の関示事項 連結流動性カバレッジ比率を要対する銀行における中間連絡会計年度の関示事項 連結流動性カバレッジ比率を要対する銀行における中間連絡会計年度の関示事項 連結流動性カバレッジ比率を要対する銀行における中間連絡会計年度の関示事項 連結流動性カバレッジ比率を要対を定性の関示事項 2. 注応能動性カバレッジ比率の表質の評価に関する事項 2. 注応能地サバレッジ比率の大学の評価に関する事項 2. 注応能地サバレッジ比率の大学の評価に関する事項 2. 注応能地サバレッジ比率の大学の評価に関する事項 2. 注応能性カバレッジ比率の大学の評価に関する事項 2. 注応能地サバレッジ比率の大学の評価に関する事項 2. 注応能地サバレッジと本の大学の評価に関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに表する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに関する事項 2. 注応能力に対しているがよりに対してい | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 186 |
| 連結レバレッジ比率に関する開示事項 204~205 2014〜2014〜205 2014 2014〜205 2014 2 | 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価 値の増減額 | 195 |
| 1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 204~205 2. 前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異があった場合に限る。) 平成27年金融庁告示第7号第8条 | (連結レバレッジ比率に関する開示事項) | |
| 2. 前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異があった場合に限る。) ――――――――――――――――――――――――――――――――――― | 連結レバレッジ比率に関する開示事項 | |
| を生じた原因(当該差異があった場合に限る。) ―― ―― ―― ―― ―― ―― 「おけれ株会社における中間連絡会計年度の開示事項) 連絡流動性カパレッジ比率に関する定性的開示事項 ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― | 1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 | 204~205 |
| 平成27年金融庁告示第7号第8条 | | _ |
| (銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 7. 2 中成27年金融庁告示第7号第3条 二井住友銀行 学体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 2. 38 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 2. 38 平成27年金融庁告示第7号第5条 二井住友銀行 「連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 2. 66 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 2. 66 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 2. 66 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 2. 66 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 2. 66 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 2. 66 | 亚 龙27年 春春产生三年7月年0夕 | |
| #結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 172 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 172 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 172 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 172 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 172 「健体流動性カバレッジ比率に関する事項 172 平成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 2. 単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 5. 算入可能適格流動でおびレッジ比率に関する事項 238 6. 正井住友銀行 中成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 266 2. 連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 平成2/年金融厅告示第/号第8条 | フィナンシャルグループ |
| 172 1. 時系列における連結流動性カパレッジ比率の変動に関する事項 172 2. 連結流動性カパレッジ比率の水準の評価に関する事項 172 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 172 4. その他連結流動性カパレッジ比率に関する事項 172 平成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カパレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カパレッジ比率に関する定性的関示事項 238 2. 単体流動性カパレッジ比率の水準の評価に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カパレッジ比率に関する事項 238 4. その他単体流動性カパレッジ比率に関する事項 238 (連結流動性カパレッジ比率に関する事項 238 (連結流動性カパレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カパレッジ比率に関する事項 238 「連結流動性カパレッジ比率に関する定性的関示事項) 連結流動性カパレッジ比率に関する定性的関示事項 206 2. 連結流動性カパレッジ比率の変動に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | (銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項) | |
| 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 172 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 172 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 172 中成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率に関する建性的開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 中成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率に関する事項 238 「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 「連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 266 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 | |
| 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 172 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 172 平成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 238 2. 単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 | 172 |
| 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 2月住友銀行 平成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 238 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 | 172 |
| 平成27年金融庁告示第7号第3条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 238 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 | 172 |
| (単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 2. 単体流動性カバレッジ比率のが準の評価に関する事項 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 ――一成27年金融庁告示第7号第5条 ――――――――――――――――――――――――――――――――――― | 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 | 172 |
| 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項2381. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2382. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2383. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項2384. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項238平成27年金融庁告示第7号第5条(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項2061. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項2062. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2063. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項2063. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項206 | 平成27年金融庁告示第7号第3条 | 三井住友銀行 |
| 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項2382. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2383. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項2384. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項238平成27年金融庁告示第7号第5条三井住友銀行(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項2061. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項2062. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2063. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項206 | | |
| 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 238 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 238 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 238 平成27年金融庁告示第7号第5条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 206 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | | 220 |
| 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項2384. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項238平成27年金融庁告示第7号第5条三井住友銀行(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項2061. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項2062. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2063. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項206 | | |
| 平成27年金融庁告示第7号第5条三井住友銀行(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項2062. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項2063. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項206 | | |
| 平成27年金融庁告示第7号第5条三井住友銀行(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項と 206 206 306 306 306 306 306 306三井住友銀行 20月本会計 20月本 | | |
| (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | | |
| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 206 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 平成27年金融庁告示第7号第5条 | 三井住友銀行 |
| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 206 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項) | |
| 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 206 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 | |
| 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 206 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | | 206 |
| 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 206 | | |
| | | 206 |
| | | |